

# ～法的拘束力を持つ～ 「国際プラスチック条約」の締結に向けた世界の動向（最終+）

環境委員会 中村 晴永

## 1. はじめに

法的な拘束力を持つ画期的な「国際プラスチック条約案」は、2022年3月2日、ケニアの首都ナイロビで開催された国連環境総会で、175か国以上の賛同を得て2024年中に策定することが承認された。そのため、政府間交渉委員会（INC\*）を設置し、2024年末までに、5回にわたる委員会を開催し、条約案を策定することが決まった。第1回委員会（INC-1）は、2022年11月にウルグアイのブンタ・エル・エスタで開催された。

最終となる第5回委員会（INC-5）が、2024年11月、韓国の釜山で開催されたが、プラスチックの原料となる石油の産油国と、プラスチック汚染に危機感を持つ欧州連合（EU）や、海面上昇により水没の危機に瀕して強い規制を求める島嶼国などとの主張の溝が埋まらず、2024年内に全会一致にて条約案を策定するとの目標は達成できなかった。

\* INC: Intergovernmental Negotiating Committee)

## 2. 世界は、その後も拘束力のある国際条約案の合意に向けて協議を重ね、2025年8月、イスのジュネーブにおいて、追加の委員会（INC-5.2）の開催に漕ぎつけた。

この（追加）委員会には、184か国の政府機関、NGOなど3,700名が参加し、画期的な国際条約案を巡って詰めの協議が行われた。委員会では、島嶼国や欧州連合、アジア主要国が、プラスチックの削減を含む生産段階からの規制を主張したのに対し、サウジアラビヤ、ロシア、イラン、アラブ諸国などの化石燃料産出国がリサイクルや廃棄物管理の強化に重点を置くべきと主張したため合意に至らず、更なる協議を継続することを約して委員会は閉幕した。

今後、日本はアジア太平洋地域のまとめ役として、野心的な条約案の策定に参画するとともに、国内のプラスチック規制や廃棄物管理の強化に重点を置くべきと主張したため合意に至らず、更なる協議を継続することを約して委員会は閉幕した。

なお、日本は以下の課題を指摘し、積極的に条約交渉に関与した。

- ① プラスチックのライフサイクル全体での取組の促進
- ② 適正な廃棄物管理に係る各国の義務
- ③ 国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー など。

## 3. トリガーは「海洋プラスチックごみ問題」

プラスチックは生活に欠かすことができない重要な素材の一つだが、ひとたび海洋に流出すると長期間漂流して回収は難しく、また劣化しにくいため、波や紫外線等の影響を受けるなどして5ミリ以下のマイクロプラスチックとなり、それが食物連鎖を通じて多くの生物に取りこまれる。既に世界の海に存在しているといわれるプラスチックごみは合計1億5,000万トン、そこへ少なくとも年間800万トンが新たに流入していると推定され、このままでは2050年には、海洋に流入するプラスチックごみは魚の量を上回ると予測されている。

人体に取り込まれたマイクロプラスチックにより神経系免疫系の異常、ガン発生率の増加、生殖機能の異常など様々な影響を人体に及ぼすことが多く報告されている。

このような深刻な海洋プラスチックの状況を目の当たりにして、世界は冒頭に述べたように、新たなプラスチック国際条約の締結が急務であるとの認識を共有し、これがトリガーとなって「法的拘束力を持つ国際プラスチック条約案」を2024年内に策定することが承認された。

## 4. 傾聴すべき国際環境NGO/NPOの見解

### 1) グリーンピースジャパンの意見（抄）

「日本は、プラスチック汚染の根本的解決を目指す条約が、技術先進国である日本にとっても利益をもたらすという認識に立ち、汚染に苦しむ人々とwin-winになる条約の実現に向けて、これまでの立場を再考し、野心的な姿を見せるべきだ。

守るべきは現状の使い捨ての大量生産・大量消費ではなく、技術を駆使して世界的な課題の根本的解決に貢献する姿勢を明確に示すことが、日本のプラスチック条約外交における重要な課題となるであろう」

### 2) WWFジャパンの声明（抄）（2025/08/18）

「INCにおいては『全会一致の合意』を事実上の絶対原則としているが、このことは強硬に反対する少数の国に拒否権を与えていているのに等しく、自然環境を破壊し、人の健康への影響が懸念されるグローバルなプラスチック汚染の根絶に向けて効果的な条約を求める多数の国々の声は、十分に反映されない。今後は野心的な国々を中心に異なるプロセスを追求する必要がある。WWFは、既に多数派を占める野心的な国々を中心に、INC以外の機会も視野に入れ、早期に効果的な条約を制定することを呼びかけている」

## 5. 世界でのプラスチック規制

世界全体でプラスチック規制は加速しており、特に使い捨てプラスチック製品の禁止や制限が主流である。(スタティスカ社の調査より引用)

アフリカや欧州を中心に、日本を含む 91 カ国・地域がプラスチック製レジ袋の全面禁止、または一部禁止、使用数量削減に向けた袋の有料制などを導入している。

特に先進国を中心に、単なる使用禁止にとどまらず、製品設計から廃棄後のリサイクルまでライフサイクル全体を通じた「プラスチック資源循環」の促進に向けた包括的な法規制の導入が進んでいる。

### 1) EU：使い捨てプラスチック指令

EUでは2019年6月に「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関する指令」（使い捨てプラスチック指令）を発行し、2021年7月から一部適用が開始された。この指令により、特定の使い捨てプラスチック製品のEU市場への流通が禁止されている。

禁止される主な製品には、綿棒、カトラリー（フォーク、ナイフ、スプーン、箸）、皿、ストロー、飲料のかくはん棒、風船用の棒、発泡スチロール製の食品容器や飲料容器などが含まれる。

### 2) 米国

カリフォルニア州では特に先進的な取り組みが進められており、2024年9月に成立した法案により2026年1月1日からプラスチック製レジ袋が全面禁止となる。

また、2022年6月には「プラスチック汚染防止および包装の生産者責任に関する法案」が成立し、2032年までに使い捨て食用プラスチック食器の使用量を25%減少させることや、発泡スチロールのリサイクル率を2032年までに65%に引き上げることなどが定められている。

マサチューセッツ州（2024年6月）、コネティカット州、ワシントン州、オレゴン州、コロラド州など12州と500以上の自治体が独自にプラスチック製レジ袋の使用禁止や制限を導入している。

### 3) 中国

北京市では2020年5月1日から「北京市生活ゴミ管理条例（改正版）」が施行され、プラスチック製レジ袋（厚さ0.025ミリメートル以下）の無料提供が禁止された。違反した場合は、初回で5,000元以上1万元以下、2回目以降は1万元以上5万元以下の罰金が科される。

また、レストランなどが使い捨て製品（箸、スプーンなど）を自発的に提供することも禁止されている。

### 4) 台湾

台湾では2018年2月に「台湾海洋廢棄物治理行動法案」が発表され、使い捨てプラスチック製品の段階的削減計画が示された。プラスチック製レジ袋については、2025年に全面的に使用制限、2030年には全面的に使用禁止となる予定。

### 5) インド

インドでは、がイヤホン、風船スティック、使い捨て食器、カトラリー、菓子箱、100ミクロン未満のPVCバナーなど、多くの使い捨てプラスチック製品が禁止対象となっている。違反した場合は環境保護法に基づき、最高5年の懲役、最高1万ルピーの罰金、またはその両方が課せられる。

(2025年9月1日)

海岸に打ち上げられた大量のプラごみ

(写真1)

マイクロプラが食物連鎖を通じて生物の体内に

(写真2)